○経済産業省
環境省
国土交通省告示第七十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年四月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－88	キャタピラー ELH	336 UDS－C9.3	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第七十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月二十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－753	ジャコブセン A R522	株式会社ミクニ	東京都千代田区外神田6丁目13番11号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月二十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－754	クロサキ転炉耐火物吹付補修機 M CR－H	黒崎播磨株式会社	福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月二十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－38	ラベルダ M200	株式会社ピコンジャパン	埼玉県戸田市下戸田二丁目25番9号
NS2－39	ラベルダ M410	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月二十三日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V 118	コマツ WA091	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月八日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年七月十五日（予備、同月十六日から同月二十日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度二六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機二機

その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月八日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年七月十五日（予備、同月十六日から同月二十日までの間）及び同月二十一日から同月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十八日までの間）までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。